

公益社団法人東洋療法学校協会  
2026年度教育振興研究等助成事業のご案内

1. 事業の目的

本助成事業は、公益社団法人東洋療法学校協会（以下「本協会」という。）の定款第3条に定める目的に合致する事業として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の教育振興研究等の推進に寄与する公益目的事業を行う団体等に対し、その事業に要する経費の一部を助成し、当該分野の発展に資することを目的とします。

2. 助成事業名

公益社団法人東洋療法学校協会 2026年度教育振興研究等助成事業

3. 交付対象

本助成事業の交付対象は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の教育振興研究等に寄与する公益目的事業を行う団体等とします。

ここで「団体等」とは、公益法人、一般法人、学校法人その他公益性を有する任意団体をいい、営利を目的とする法人及び個人は除きます。

4. 助成対象事業

本助成事業の対象は、次の各号のいずれかに該当する事業又は研究であって、社会的意義が高く、かつ先駆的又は開拓的な事業を優先します。

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の教育振興に関する分野
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の学術向上に関する分野
- (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の調査研究に関する分野
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の研修内容の充実に関する分野
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る用語等の標準化に関する分野
- (6) その他本協会が実施する事業の目的を達成する分野

5. 助成金額及び助成率

- (1) 本助成事業の総額は、300,000円とします。
- (2) 助成率は、助成対象経費として認められた額の10分の10以内とします。
- (3) 助成金額は、助成金選定委員会における審査結果を踏まえ、予算の範囲内で決定します。  
なお、助成金の交付額は審査結果に基づき決定するため、申請額どおりの交付を保証するものではありません。  
また、審査の結果、採択されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 助成対象期間

本助成対象事業の実施期間は、交付決定日から2027年3月31日までとします。

7. 申込手続

(1) 申込方法

次の書類3点を、提出先へ郵送により各1部を提出してください。

〔提出書類〕

- ・ 2026年度 教育振興研究等助成金申込書（添付書類を含む）
- ・ 2026年度 教育振興研究等助成事業計画書（様式第2号の1）
- ・ 2026年度 教育振興研究等助成事業所要額予定内訳書（様式第2号の2）

#### 〔助成対象経費〕

申請された研究の遂行に直接必要となる経費を対象とします。

（例：報酬、賃金、諸謝金、旅費（一部対象外。詳細は「助成対象外経費」を参照）、消耗品費、食料費（会議等に伴うもの）、会議費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（非汎用性のもの））

#### 〔助成対象外経費〕

次の経費は助成対象外とします。

（ア）パソコン、タブレット端末、プリンター等、研究終了後も個人の所有物となり得る汎用性の高い物品の購入費用

（イ）当該研究の調査・情報収集のための交通費

（ウ）成果を発表するための学会や研修会への参加費及びそれに伴う交通費・宿泊費

#### 〔その他の備品・費用の取扱い〕

非汎用性の備品及び生成 AI の利用料については、必要理由に基づき個別に判断します。

#### （2）申請受付期間

2026年5月29日（金）消印有効

#### （3）提出先

公益社団法人東洋療法学校協会 事務局

〒105-0013

東京都港区浜松町1-12-9 第1長谷川ビル4階

電話 03-3432-0258

#### 8. 審査及び交付決定

（1）助成金選定委員会において申請内容を審査します。

（2）審査結果を踏まえ、交付予定額を内示します。（9月下旬予定）

（3）内示を受けた団体等は、交付申請手続として、内示と併せて送付する事業計画書兼交付申請書（様式第2号）及び振込口座指定書（様式第3号）を提出してください。（10月上旬予定）

（4）提出書類の確認後、会長の決裁をもって交付決定を行います。（10月下旬予定）

#### 9. 助成金の交付

助成金は、交付決定通知後、団体等に交付します。（11月上旬予定）

#### 10. 成果の報告及び公表

（1）助成を受けた団体等は、本協会に対し、事業成果の報告を行ってください。

（2）申請案件は、原則として学会等で発表するとともに、本協会会報等へ掲載してください。

（3）当該成果を学会等で発表する場合には、本協会の助成を受けた旨を明記してください。

（4）発表にあたっては、事前に本協会の承認を得てください。

#### 11. 事業の変更

助成対象事業の内容を変更しようとする場合は、事前に変更承認申請書を提出し、本協会の承認を受けてください。

#### 12. 実績報告

助成を受けた団体等は、事業完了後速やかに実績報告書及び収支決算書を提出してください。最終提出期限は、2027年4月30日（必着）とします。

### 13. 要綱等との関係

本ご案内は、公益社団法人東洋療法学校協会教育振興研究等事業助成金交付要綱及び同取扱細則に基づき運用します。

なお、本案内に定めのある事項については、本案内の規定が適用されます。

### 14. その他

(1) 本協会は、必要に応じて実地調査を行うことがあります。

(2) 本事業により取得した物品の管理及び処分については、一定の制限があります。

#### ■年間スケジュール（予定）

日 程	内 容
2026年 4月上旬	本助成事業の案内
2026年 5月29日	助成金申込書等の提出（7.（1）に記載するもの）※
2026年 7月中旬	助成金申込書の書類審査（助成金選定委員会）
2026年 9月下旬	助成金内示額通知
2026年 10月上旬	事業計画書兼交付申請書（様式第2号）及び振込口座指定書（様式第3号）の提出 ※
2026年 10月中旬	助成金交付決定通知
2026年 11月上旬	助成金交付
2027年 4月30日	実績報告書及び収支決算書の提出 ※
2027年 5月上旬	助成金交付確定通知
2027年 5月上旬	助成金の返還（確定により返還金が生じる場合） ※
随 時	研究申請内容等に変更がある場合、事業内容変更承認申請書を提出 ※

※申請団体等が行う手続き